

中国個人所得税の年度申告(確定申告)について

中国個人所得税関係法令により、年間所得が12万元を超える者で一定の条件に該当する個人は、翌年3月末までに中国個人所得税の年度申告(確定申告)を行うこととされています。中国現地法人もしくは駐在員事務所に駐在する方々で、これらの条件に該当し年度申告の必要が生じる方も多いのが実情です。

2007年より施行された個人所得税の年度申告(確定申告)制度の概要と申告の方法は以下のとおりです。

1. 年度申告(確定申告)義務者

この年度申告(確定申告)が必要となる者は以下の条件に該当する場合は。

①	個人所得税法上の居住者(※1)、かつ
②	年間所得が12万元以上の者

(※)①の「個人所得税法上の居住者」とは、外国人の場合中国国内の居住期間が一時的な出国(暦年で1回30日以内、累型で90日以内の出国)を除いて「満1年以上」となる場合を指します。

2. 制度の概要

賃金・給与所得(以下、給料等とします)を例にとれば、これらの所得は月次での申告・源泉徴収による納税が必要とされ、通常この月次の申告は源泉徴収義務者(給与等支払者)によって源泉徴収による納税と併せて行われるのが一般的です。したがって、源泉徴収義務者がいる場合、給料等の受給者(納税義務者)自らが月次の申告・納税を行うことは通常はありません。

これに対して、2007年より開始された年度申告(確定申告)制度では、給与等の受給者に「自ら申告を行う必要がある」という申告義務を課すことによって、申告所得に対する責任の所在を明確にしており、ここに先の月次申告との明確な相違点が存在します。したがって、月次にて所得の満額の申告・納税をされている方も、上記1.記載の要件に該当する者は年度申告(確定申告)をする必要があります(年税額と納付税額に過不足が存在する場合の調整(追加納税・還付もしくは翌年充当)や外国税額控除の適用も制度上は可能とされます)。

3. 申告方法

申告は、郵送による方法も認められておりますが、一般的には税務局指定フォームに必要事項を記入し、雇用単位の所管税務局の担当者(税務専管員)に提出する方法で行われます。

一般的な給与等所得の申告については特別な書類の準備は必要ありません(外国税額控除を行うような場合など添付書類が必要となる場合もあります)。参考までに、以下に税務局指定フォームの弊社による日本語訳版を添付しております。

(注)この日本語訳版のフォームにより実際の申告をすることはできません。

指定フォームは、国家税務総局HP(<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/index.html>)にてダウンロードが可能です。

4. 留意点

納税義務・申告義務の有無、申告すべき課税所得の金額等は、該当者の雇用単位における地位、雇用単位の形態、中国での滞在日数など、該当者がおかれる環境により大きく異なります。詳細につきましては、SSBCもしくは、成和グループ各窓口までお問合せください。

Seiwa Global URL : <http://www.seiwa-group.jp>

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区長寧路 855 号亨通国際大廈 12 楼 tel 021-5237-6737 fax 021-5238-2779
- 岐阜事務所 渡辺 会 計 事 務 所 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58--295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No.27,Thu Khoa Huan,F.8,Q.Tan Binh,Ho Chi Minh City,Vietnam Tel:+84-8-864-0244